

# 三種町住宅取得支援事業

三種町では、若者世代・子育て世帯の定住・移住を図るため町内に住宅を取得する方に対して補助金を交付します。

補助対象者	自ら居住するために住宅を取得した方で次の全てに該当する方 ・申請日において年齢が50歳未満（夫婦についてはいずれかが50歳未満）の方又は18歳以下の子を養育していること ・世帯全員に市区町村税等の滞納が無いこと ・三種町に永住する意志があること
補助対象住宅	・令和3年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約が結ばれた町内にある住宅で、所有権保存又は移転登記が完了されたもの ・生活のために必要な居室、台所、浴室及び便所が備えられていること ・併用住宅の場合は上記に加え、延べ床面積の2分の1以上に相当する部分を自己の居住の用に供していること
補助額	<b>●新築住宅</b> ・自己の居住用に建設された住宅 ・販売目的に建設された住宅は、完成から1年が経過しておらず、人の住んだことのない住宅（建売住宅） ・基本額 上限100万円（補助率100%） ※工事請負契約又は売買契約にかかる費用 ・町内施行業者加算 20万円 ※県内に本店があり、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者 <b>●中古住宅</b> ・完成から1年が経過している住宅 ・過去に人が住んでいた事のある住宅（3親等内から購入する住宅は除く） ・基本額 上限50万円（補助率50%）売買契約に係る費用

## ◆お問合せ・申請先

三種町 企画政策課（企画係）

住所 三種町鶴川字岩谷子8番地

電話 0185-85-4817 FAX 0185-85-2178

※申請に必要な書類については町HP又は企画政策課企画係までご連絡ください。

◆申請について◆

・新築の場合

工事請負契約の締結後、建設工事の着工前に (A) の書類を添えて申請。

※住宅の建設工事が複数年度に渡る場合は、工事着工前に実施計画書を提出し、完成年度に (A) の書類を添えて申請。

・建売・中古購入の場合

売買契約の締結後、(B) の書類を添えて申請。

※申請内容を審査後、交付(不交付)決定通知書により通知します。

※申請内容に変更がある場合、変更申請書の提出が必要となります。

◆申請に必要な書類◆

新築の場合(A)

- 補助金交付申請書
- 工事請負契約書の写し
- 工事内訳明細書の写し
- 工事概要がわかる図
- 世帯全員の住民票(続柄を省略しないもの)
- 世帯全員の滞納が無いことを証する書類
- 世帯全員の戸籍の附票

建売・中古購入の場合(B)

- 補助金交付申請書
- 売買契約書の写し
- 売買代金領収書の写し
- 世帯全員の住民票(続柄を省略しないもの)
- 世帯全員の滞納が無いことを証する書類
- 世帯全員の戸籍の付票

◆実績報告について◆

対象住宅の所有権保存登記等の完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに必要な書類を添えて報告。

※実績報告終了後、口座情報等ご提出いただき口座振込いたします。

◆実績報告に必要な書類◆

- 補助金実績報告書
- 住宅の登記事項証明書
- 領収書又は振込受付書等の写し
- 転入・転居後の世帯全員の住民票
- 住宅の外観、居室、浴室及び便所の写真と見取り図

◆申請フロー◆

